

(案)



岡 賃 審 第 号
令和7年10月29日

岡 山 労 働 局 長
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月11日付け岡労発基0711第2号及び8月4日付け岡労発基0804第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答申する。

別 紙

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,159円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日